



【にちじょう せいかつ じりつ しえん じぎょう】

日常生活自立支援事業



このようなことで困っていませんか？

- 福祉サービスの利用のしかたがわからない
- 公共料金等の支払いに自信がなくて誰かに相談したい
- 通帳や印鑑、証書などの大切な書類をよくなくしてしまう
- 役所から届く書類をどうしたらいいのかわからない

高齢者や障害のある方、一人で生活していくには不安のある方が安心して暮らせるよう、生活支援員が定期的にお宅などにかがいてお手伝いします。

富山市社会福祉協議会	富山市今泉83番地1	076-422-5135
大沢野支所	富山市春日96番地1	076-467-1294
大山支所	富山市上滝523番地1	076-483-4111
八尾支所	富山市八尾町福島200番地	076-454-2390
婦中支所	富山市婦中町羽根1105番地7	076-469-0775
山田支所	富山市山田湯780番地	076-457-2113
細入支所	富山市楡原1128番地	076-485-9008
高岡市社会福祉協議会	高岡市清水町1丁目7番30号	0766-23-2917
福岡支所	高岡市福岡町大滝22	0766-64-8114
魚津市社会福祉協議会	魚津市新金屋2丁目13番26号	0765-22-8388
氷見市社会福祉協議会	氷見市中央町12番21号	0766-74-1800
滑川市社会福祉協議会	滑川市寺家町104番地	076-475-7000
黒部市社会福祉協議会	黒部市金屋464-1	0765-54-1082
宇奈月支所	黒部市宇奈月町浦山2111	0765-65-9533
砺波市社会福祉協議会	砺波市幸町8番17号	0763-32-0294
庄川支所	砺波市庄川町青島385番地	0763-82-3520
小矢部市社会福祉協議会	小矢部市鷺島15番地	0766-67-8611
南砺市社会福祉協議会	南砺市蛇喰1009番地	0763-64-2940
城端支所	南砺市理休429番地	0763-62-3547
平支所	南砺市下梨2240番地	0763-66-2012
上平支所	南砺市上平細島879番地	0763-67-3411
利賀支所	南砺市利賀村百瀬川313番地	0763-68-2316
井波支所	南砺市井波521番地	0763-82-0906
井口支所	南砺市蛇喰1009番地	0763-64-8033
福野支所	南砺市院林82-2	0763-22-3019
福光支所	南砺市荒木1550番地	0763-52-1222
射水市社会福祉協議会	射水市小島700番地1	0766-52-5190
新湊支所	射水市三日曾根9番18号	0766-82-8450
小杉支所	射水市戸破4200番地11	0766-55-2813
舟橋村社会福祉協議会	中新川郡舟橋村仏生寺55番地	076-464-1847
上市町社会福祉協議会	中新川郡上市町湯上野8番地	076-473-9300
立山町社会福祉協議会	中新川郡立山町前沢1169	076-463-3356
入善町社会福祉協議会	下新川郡入善町上野2793-1	0765-72-5686
朝日町社会福祉協議会	下新川郡朝日町荒川358	0765-83-0576

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

電話 076-432-6157/FAX 076-432-6124
〒930-0094 富山市安住町5番21号「サンシップとやま」3階
地域福祉・ボランティア振興課

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

ご利用できる方は？

- ① もの忘れのある高齢者等（認知症高齢者等）
- ② 知的障害者等
- ③ 精神障害者等

このような方で、福祉サービスの利用手続きや、日常的な金銭管理を、自分ひとりの判断で行うことに不安のある方

- 認知症と判断された高齢者や、障害者手帳を有する方に限るものではありません。
- このサービスは、社会福祉協議会と利用者本人との契約に基づいて行うため、契約内容を理解できる能力が必要です。
- 判断能力の低下等でこのサービスをご利用いただけない場合は、成年後見制度の利用をおすすめします。
- 施設・病院に入っている方も対象となります。

サービスの内容は？

1 福祉サービス利用のためのお手伝い

- 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談
- 福祉サービスを利用したり、やめたりする手続き
- 入所・入院している施設・病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する不満などを担当窓口へ申し出るための手続き

3 日常生活に必要な手続きのお手伝い

- 住民票の届出や印鑑登録などの行政手続き
- 商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリング・オフ制度等）の利用手続き



2 日常的な金銭管理のお手伝い

- 毎日の生活に必要なお金の出し入れ
- 福祉サービス利用料、税金、社会保険料、公共料金、医療費等の支払い
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き



4 大切な通帳や書類等のお預かり

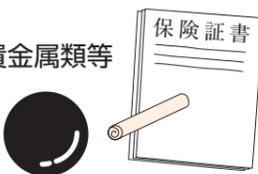
- 預貯金通帳や印鑑、年金証書や保険証書などの重要書類の保管

○ 保管できるもの

預貯金通帳、年金証書、保険証書、不動産権利証書、契約書、実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類（カードを含む。）

✕ 保管できないもの

宝石、書画、骨董品、貴金属類等



利用料は？

● 定期訪問・金銭管理サービス〔1 2 3〕1回につき**1,000円**（別に1ヶ月につき300円の事務費が必要です）

● 大切な書類等のお預かり〔4〕1ヵ月につき**500円**

- 生活保護を受けている方については、定期訪問・金銭管理サービスの利用料が免除されます。
 - 市町村民税非課税者等の方は、定期訪問・金銭管理サービスの利用料の2分の1を減免します。
- ※ご相談から契約書の作成までは無料です。

相談からサービス提供まで

①相談受付



まずは、お住まいの市町村社会福祉協議会（裏面参照）にお電話ください。

②訪問・相談



専門員がお宅を訪問し、詳しく事情をお伺いします。
※ご相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。

③支援計画作成

本人の希望などを確かめて、個別に支援計画をつくります。



④契約



支援計画や契約内容が決まれば、ご本人と社会福祉協議会が契約を結びます。

⑤サービス開始

各市町村に配置された生活支援員が支援計画に沿って、サービスを提供します。契約を結んだ後でも、希望により支援計画を変更することができます。

無料

有料

専門員とは？

相談を受けて、訪問・面接、支援計画の作成から契約締結までを担当する市町村社会福祉協議会の職員です。

生活支援員とは？

契約を締結した後、支援計画に沿って定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや、預貯金の出し入れなど、実際に利用者のお宅などにかがいがお手伝いをする職員です。

サービスに不満のあるときは？

市町村社会福祉協議会または富山県社会福祉協議会にご相談ください。また、法律・医療・福祉の専門家と当事者組織で構成する富山県福祉サービス運営適正化委員会が、この事業について第三者的に監視を行っています。こちらへ苦情を申立てることもできます。

富山県福祉サービス運営適正化委員会

電話 **076-432-3280**

〒930-0094 富山市安住町5番21号「サンシップとやま」2階

- 成年後見制度を利用したい場合は、家庭裁判所への申立てが必要です。手続きなどについて下記のところへご相談ください。

名 称	TEL
富山家庭裁判所家事受付係（後見担当）	076-421-8162
富山県弁護士会総合法律センター	076-421-4811
司法書士会 公益社団法人成年後見センター リーガルサポート富山県支部	076-431-9332
特定非営利活動法人 とやま成年後見人協会	076-433-2348
一般社団法人富山県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとな富山」	090-2379-1475
行政書士会 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 富山県支部	076-407-5017
富山市社会福祉協議会 とやま福祉後見サポートセンター	076-422-3400
一般社団法人 社労士成年後見センター富山	076-441-0457